

第1問 解答<1>

(監査論)

問題 1

二重責任の原則は、**経営者の財務諸表作成責任と監査人の意見表明責任を区別**することを要求するものである。継続企業の前提の監査の枠組みにおいては、継続企業を前提として財務諸表を作成する責任は経営者にあり、**継続企業に関する不確実性についての記載が監査報告書にないことをもって、監査人が継続企業の前提を保証するものではない。**

具体的には、**経営者**は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して**評価**し、**対応策**を講じ、なお**継続企業の前提に重要な不確実性が認められる場合**において、当該事項について**財務諸表に適切に開示**する責任がある。

一方、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況について**経営者が行った評価及び対応策について検討**したうえで、なお継続企業の前提に関する**重要な不確実性が認められるか否かを結論づける**責任がある。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合においては、当該事項が**財務諸表に適切に記載されているか否かを判断**し、監査意見を表明する責任がある。

問題 2

監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況について**経営者が行った評価及び対応策について検討**を要し、なお継続企業の前提に関する**重要な不確実性が認められるか否かを結論づけるための監査手続き**を要する。

このため、監査計画の策定に当たり、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無」について確かめ、当該事象又は状況が認められる場合に必要となる追加的な監査手続きを**監査計画に反映すべきか否かを判断**しなければならない。

第1問 解答<2>

(監査論)

問題 3

実施目的：経営者が示したA社の状況を解消する対応策が、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況を解消し、又は改善するものであるかどうか、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかを確かめることを目的とする。

具体的な監査手続：債務免除を要請している主力金融機関との合意の状況を経営者に質問し、対応策の実効可能性について検討する。合意内容について主力金融機関に確認を実施する。

問題 4

問 1

追記情報は、財務諸表を利用する利害関係者の企業の状況に関する判断を誤らせないためになされる、監査人の立場からの補足的な情報提供であり、監査意見表明による保証の枠組みの外において記載されるものである。

従って、保証の枠組みにおいて除外すべき事項を追記情報としてはならず、追記情報の記載は、限定付意見、不適正意見又は意見不表明に代替するものではない。

よって、保証の枠組みの中でなされる監査意見の表明と追記情報が混同されることのないよう、両者は区分されて記載されるのである。

問題 4

問 2

監査人は、A社には継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断し、当該事項が財務諸表に適切に開示されていると判断して無限定適正意見を表明している。

その上で、継続企業の前提は財務諸表が会計事象や取引の実態を適切に反映するための前提的事項であり、継続企業の前提に関する注記が財務諸表利用者の経済的意思決定に及ぼす影響は著しく重要なものとして、強調して注意喚起する必要があると判断し、監査人は監査報告書に追記した。

問題 5

A社において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況である債務超過を解消する債務免除の実施は、決算日後に行われており、この債務免除は重要な後発事象にあたる。

そこで監査人は、当該事項が重要な後発事象として注記による開示の必要があるか検討する。監査人が開示が必要と判断した当該事項が、経営者により適切に注記されている場合に、財務諸表利用者への注意喚起の必要性を鑑みて、監査報告書上の追記情報とすべきかを検討すべきである。

第2問 解答<1>

(監査論)

問題 1

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合、不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、**経営者に質問**し説明を求めるとともに、**追加的な監査手続**を実施しなければならない。その監査手続により入手した監査証拠に基づいて**経営者の説明に合理性がない**と判断した場合、**不正リスクに関連する十分かつ適切な監査証拠を入手できない**場合には、不正による重要な虚偽の表示の**疑義がある**として扱い、当該疑義に関する**十分かつ適切な監査証拠を入手**するため、不正による重要な虚偽の表示の疑義に関する十分な検討を含め、**想定される不正の態様等に直接対応した監査手続を実施**しなければならない。

問題 2

「立会」の実施時期：2月末に実施される甲社の実地棚卸を**期末日に実施**するよう依頼し、期末日において立会を実施する監査計画に修正した。これは、棚卸資産の实在性について不正リスクが識別されたため、**より証明力の強い監査証拠を入手**する必要があることから、**ロール・フォワード手続**を要しない期末日の実施に修正したものである。

「立会」の実施範囲：一定期間ごとに一部の工場・倉庫に実施していた立会を、**すべての工場・倉庫について実施**する監査計画に修正した。これは、棚卸資産の移動を利用して**棚卸資産を二重計上**し水増しするという虚偽表示を看過することのないように、**立会をすべての工場・倉庫で同時に実施**するために修正したものである。

問題 3

問 1

伝達：不正の防止・発見に対する責任を負う者にその責任に関する事項を知らせるため、監査人は、**適切な階層の経営者**に適時に工場長の不正を伝達しなければならない。また、**工場長は内部統制において重要な役割を担っている従業員**であり、その不正は**監査役等**にも適時に伝達しなければならない。

重要性：棚卸資産1,000百万円の水増し計上の修正後の実績値と、重要性の基準値の算定の基礎とした業績予測とを照らし合わせて、**重要性の基準値を修正**する必要があるかを検討するべきである。重要性の基準値を当初より小さく修正する場合には、**手続実施上の重要性**についても**修正**する必要があるかを判断しなければならない。

問題 3

問 1

未発見の虚偽表示：不正は単発的に発生する可能性は少なく、また、内部統制が機能していないことから生じた不正であることから、未発見の虚偽表示があるかどうかを判断するための追加的な監査手続きを実施しなければならない。

問題 3

問 2

不正に社長が関与している可能性がある場合、不正による重要な虚偽表示リスクに関する評価と、実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲への影響を再評価しなければならない。また、社長の陳述の網羅性と信頼性及び会計記録と証憑書類の真正性が疑わしくなるので、これまでに入手した証拠の信頼性を再検討する必要がある。

さらに、不正に社長が関与している可能性がある旨を監査役等に報告するとともに、監査を完了するために必要となる監査手続きの種類・時期・範囲についても協議しなければならない。

問題 4

重要性の判断：開示すべき重要な不備とは、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高い財務報告に係る内部統制の不備である。甲社の1,000百万円の不正は税引前当期純利益4,500百万円の業績予想に対する比率として金額的な重要性があり、一定金額の上回る虚偽表示をもたらす可能性が高い内部統制の不備が存在していたといえる。よって、監査人は、甲社には開示すべき重要な不備が存在し、これを適切に記載した内部統制報告書であると判断したと考えられる。

是正措置の実施時期：甲社において不正を認め、財務諸表を修正したのは4月下旬である。よって、内部統制の有効性の評価時点である期末においては、不正の原因となった内部統制の開示すべき重要な不備についての是正措置は実施されていなかったと考えられる。このため、監査人は、内部統制の評価時点において開示すべき重要な不備があると記載した内部統制報告書の記載は適切であると判断し、無限定適正意見を表明したと考えられる。